

「公益法人会計基準」の運用指針

平成20年4月

(平成30年6月改正)

内閣府公益認定等委員会

「公益法人会計基準」の運用指針

目次

1. 設定及び改正の経緯等について	1
2. 公益法人会計基準における公益法人について	2
3. キャッシュ・フロー計算書の作成について	2
(1) 作成しないことができる法人	2
(2) キャッシュ・フロー計算書の表示方法	2
4. 財産目録の作成について	2
5. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について	2
6. 関連当事者との取引の内容について	3
(1) 関連当事者の範囲	3
(2) 重要性の基準	6
7. 指定正味財産として計上される額について	6
8. 子会社株式・関連会社株式について	7
9. 基金について	7
10. 補助金等の取扱いについて	7
11. 資産の時価が著しく下落した場合について	7
(1) 時価が著しく下落したとき	7
(2) 使用価値	7
12. 財務諸表の科目	7
(1) 貸借対照表に係る科目及び取扱要領	8
(2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領	9
(3) キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領	13
13. 様式について	15
(1) 貸借対照表	15
(2) 正味財産増減計算書	19
(3) キャッシュ・フロー計算書	23
(4) 財務諸表に対する注記	26
(5) 附属明細書	31
(6) 財産目録	32

附則	34
公益法人会計基準を適用する際の経過措置	34
1. 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について	34
2. 公益法人会計基準の適用と認定・認可の関係について	34
(1) 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人へ移行申請する場合	34
(2) 一般社団・財団法人を設立して公益認定を申請する場合	34
3. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて	34
4. 過年度分の減価償却費の取扱いについて	34
5. 適用初年度における有価証券の取扱いについて	34
(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券	34
(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券	35
6. 移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて	36
7. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高について	36
8. 関連当事者との取引内容について	36
9. 財務諸表の科目及び様式の一部改正について	36

公益法人会計基準の運用指針

平成 20 年 4 月 11 日

改正平成 21 年 10 月 16 日

改正平成 30 年 6 月 15 日

内閣府公益認定等委員会

1. 設定及び改正の経緯等について

(1) 設定について

公益法人会計基準の運用指針（以下、「運用指針」という。）は、公益法人制度改革関連三法の成立に伴い、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せとして平成 16 年に改正された公益法人会計基準（以下、「平成 16 年改正基準」という。）の見直しを行った結果、平成 16 年改正基準のうち表示に関する項目、別表及び様式については、平成 16 年改正基準から切り離し、公益法人制度改革関連三法、関係する施行令及び施行規則に従うべく内容を改め、ここに運用指針として定めたものである。加えて、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せとして平成 17 年に公表された平成 16 年改正基準の運用指針のうち、公益法人会計基準の適用にあたって引き続き必要となる事項につき、本運用指針において定めるものとした。

本運用指針を定めた目的は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「認定法」という。）第 2 条第 3 号に定めのある公益法人、及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）第 123 条第 1 項に定めのある移行法人が、公益法人制度のもとで、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に伝えるため、別途定めのある公益法人会計基準と合わせて法人の情報開示を行うための方法を定めることにある。

なお、本運用指針の適用の前提としては、公益法人制度改革関連三法、関係する施行令及び施行規則並びに公益法人会計基準がある。法人が会計に関する書類を作成する際に、公益法人会計基準に定めのない事項については、本運用指針によるものとする。

(2) 一部改正について

①平成 21 年 10 月改正

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の改正（平成 21 年 8 月 1 日施行）に伴う所要の改正を行ったものである（平成 21 年 10 月 16 日）。

主な改正内容は、運用指針 6（1）において、当該公益法人を支配する法人（支配法人）及び支配される法人（被支配法人）を、議決権の保有割合のほか、法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には評議員に占める割合に応じて判断すること等の改正を行い、支

配法人及び被支配法人に公益財団法人又は一般財団法人が含まれることを文理上明確化するものである。

②平成30年6月改正

主な改正内容は、財務諸表の科目において、為替差損益の取り扱いを明示したこと及び様式2-3、様式2-4の正味財産増減計算書内訳表の様式において、他会計振替前当期一般正味財産増減額の科目を追加したことである。

2. 公益法人会計基準における公益法人について

公益法人会計基準における公益法人は、以下に定めた法人とする。

- ① 認定法第2条第3号に定めのある公益法人（以下「公益社団・財団法人」という。）
- ② 整備法第123条第1項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。）
- ③ 整備法第60条に定めのある特例民法法人（以下「申請法人」という。）（整備法第44条、第45条の申請をする際の計算書類を作成する場合。）
- ④ 認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団・財団法人」という。）

3. キャッシュ・フロー計算書の作成について

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、以下によるものとする。

（1） 作成しないことができる法人

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書については、認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置する公益社団・財団法人以外の公益法人は、これを作成しないことができる。

（2） キャッシュ・フロー計算書の表示方法

事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

4. 財産目録の作成について

公益法人会計基準に定めのある財産目録については、移行法人及び一般社団・財団法人は、これを作成しないことができる。

5. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算

結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

6. 関連当事者との取引の内容について

公益法人会計基準注解の注17における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること

c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容

の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

また、当該公益法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記ア～ウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該公益法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

- a. 当該法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者
- b. 当該法人によって選任された者又は就任日前5年以内に当該公益法人の評議員に選任されたことがある者

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。

② 当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。なお、当該公益法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

- a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること
- b. 当該公益法人の役員、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることがで

きる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該公益法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に他の法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

なお、他の法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記ア～ウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該他の法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

a. 当該公益法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者

b. 当該公益法人によって選任された者又は就任日前5年以内に他の法人の評議員に選任されたことがある者

③ 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。

④ 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者とは、以下に該当するものとする。

ア 役員又は評議員及びそれらの近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）

イ 役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人

ただし、公益法人の役員又は評議員のうち、対象とする者は有給常勤者に限定するものとする。

(2) 重要性の基準

① 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

② 役員又は評議員及びそれらの近親者との取引

役員又は評議員及びそれらの近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

7. 指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

① 寄付者等から公益法人の基本財産として保有することを指定された土地

- ② 寄付者等から奨学金給付事業のための積立資産として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

8. 子会社株式・関連会社株式について

子会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の過半数を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。また、関連会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。

9. 基金について

公益法人会計基準注解の注5、注7及び注12における基金とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般社団・財団法人法」という。）第131条により設置されたものとする。

10. 補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の注13における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

11. 資産の時価が著しく下落した場合について

（1） 時価が著しく下落したとき

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

（2） 使用価値

資産の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとされている。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

12. 財務諸表の科目

ここに示した財務諸表を作成する際の科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができる。また、科目及び金額の重要性が乏しい場合には省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

(1) 貸借対照表に係る科目及び取扱要領

(資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動資産	現金預金	現金、当座預金、普通預金、定期預金等
	受取手形	
	未収会費	
	未収金	
	前払金	
	有価証券	
固定資産 基本財産	貯蔵品	売買目的で保有する有価証券及び貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等（ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く）
	土地	
	投資有価証券	
特定資産	退職給付引当資産	定款において基本財産と定められた資産
	〇〇積立資産	
その他固定資産		満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む）で基本財産と定めたもの 特定の目的のために使途等に制約を課した資産 退職給付を支払うための特定預金等 特定の目的のために積み立てられた資産（特定費用準備資金、資産取得資金等を含む）
	建物	
	構築物	
	車両運搬具	
	什器備品	
	土地	
	建設仮勘定	
	借地権	
	電話加入権	
	敷金	
	保証金	
	投資有価証券	
	子会社株式	
	関連会社株式	

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動負債	支払手形	事業費等の未払額
	未払金	

固定負債	前受金 預り金 短期借入金 1年内返済予定長期 借入金 賞与引当金	受取会費等の前受額 源泉所得税、社会保険料等の預り金 返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金 返済期限が貸借対照表日後1年以内となった長期借入金
	長期借入金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 受入保証金	返済期限が貸借対照表日後1年超の借入金 退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
基金	基金	一般社団・財団法人法第131条に規定する基金
指定正味財産	(うち基本財産への充当額)	基金のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当額)	基金のうち特定資産への充当額
一般正味財産	国庫補助金	寄付者等(会員等を含む)によりその使途に制約が課されている資産の受入額
	地方公共団体補助金	
	民間補助金	指定正味財産合計のうち基本財産への充当額
	寄付金	
	(うち基本財産への充当額)	指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
	(うち特定資産への充当額)	
	代替基金	一般社団・財団法人法第144条により計上された額
	一般正味財産	正味財産から指定正味財産及び代替基金を控除した額
	(うち基本財産への充当額)	一般正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当額)	一般正味財産合計のうち特定資産への充当額

(2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領

(一般正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
経常収益		基本財産の運用益
基本財産運用益		
	基本財産受取利息	
	基本財産受取配当金	
	基本財産受取賃貸料	

特定資産運用益	特定資産受取利息 特定資産受取配当金 特定資産受取賃貸料	
受取入会金	受取入会金	
受取会費	正会員受取会費 特別会員受取会費 賛助会員受取会費	
事業収益	〇〇事業収益	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金 受取補助金等振替額	事業費等に充当する目的で毎年度経常的に受取るもの 指定正味財産から一般正味財産への振替額
受取負担金	受取負担金 受取負担金振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額
受取寄付金	受取寄付金 募金収益 受取寄付金振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額
為替差益 雑収益	受取利息 有価証券運用益 雑収益	時価法の投資有価証券以外の為替差損益が差益の場合 売買目的で保有する有価証券に係る評価益及び売却益
経常費用 事業費	給料手当 臨時雇賃金 退職給付費用 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費	事業の目的のために要する費用 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する

基本財産評価損益等		一般正味財産を充当した基本財産に含められている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益、売却損益及び為替差損益
特定資産評価損益等	基本財産評価損益等	一般正味財産を充当した特定資産に含められている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益、売却損益及び為替差損益
投資有価証券評価損益等	特定資産評価損益等	投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益、売却損益及び為替差損益
経常外収益	投資有価証券評価損益等	
固定資産売却益		固定資産の売却による売却差益
	建物売却益	
	車両運搬具売却益	
	什器備品売却益	
	土地売却益	
	借地権売却益	
	電話加入権売却益	
固定資産受贈益		指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
	土地受贈益	
	投資有価証券受贈益	
経常外費用		
固定資産売却損		固定資産の売却による売却差損
	建物売却損	
	車両運搬具売却損	
	什器備品売却損	
	土地売却損	
	借地権売却損	
	電話加入権売却損	
固定資産減損損失		
	土地減損損失	
	投資有価証券減損損失	
災害損失		
	災害損失	
他会計振替額		内訳表に表示した収益事業等からの振替額

(指定正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
受取補助金等		使途が制約されている補助金等の受入額
	受取国庫補助金	
	受取地方公共団体補助金	

受取負担金	受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	
受取寄付金	受取負担金	
固定資産受贈益	受取寄付金	
基本財産評価損益等	土地受贈益 投資有価証券受贈益	指定正味財産を充当した基本財産の評価損益及び為替差損益
特定資産評価損益等	基本財産評価損益等	指定正味財産を充当した特定資産の評価損益及び為替差損益
一般正味財産への振替額	特定資産評価損益等	指定正味財産から一般正味財産への振替額
	一般正味財産への振替額	

(基金増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
基金受入額	基金受入額	
基金返還額	基金返還額	

(3) キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領

① 事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
基本財産運用収入	基本財産運用収入	
入会金収入	入会金収入	
会費収入	会費収入	
事業収入	事業収入	

補助金等収入	国庫補助金収入	
負担金収入	負担金収入	
事業活動支出		
事業費支出	事業費支出	
管理費支出	管理費支出	

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
固定資産売却収入	固定資産売却収入	
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
投資活動支出		
固定資産取得支出	固定資産取得支出	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入		
借入金収入	借入金収入	
基金受入収入	基金受入収入	
財務活動支出		
借入金返済支出	借入金返済支出	
基金返還支出	基金返還支出	

② 事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
当期一般正味財産増減額	当期一般正味財産増減	

キャッシュ・フローへの調整額	額	
減価償却費	減価償却費	
基本財産の増減額	基本財産の増減額	償却原価法による利息計上額で基本財産に加算されたものを含む
退職給付引当金の増減額	退職給付引当金の増減額	
未収金の増減額	未収金の増減額	
貯蔵品の増減額	貯蔵品の増減額	
未払金の増減額	未払金の増減額	
指定正味財産からの振替額	指定正味財産からの振替額	
指定正味財産増加収入 補助金等収入	国庫補助金収入	

投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、①と同様。

13. 様式について

財務諸表、附属明細書及び財産目録を作成する場合には、概ね以下の様式によるものとする。

(1) 貸借対照表

(様式1-1)

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
.....			
流動資産合計			
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土 地			
.....			
基本財産合計			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			

〇〇積立資産			
特定資産合計			
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
流動負債合計			
2. 固定負債			
退職給付引当金			
固定負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

(様式 1 - 2)

一般社団・財団法人法第 131 条により基金を設けた場合には、正味財産の部は、以下の様式による。

科 目	当年度	前年度	増 減
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
2. 指定正味財産			
国庫補助金			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金			
(2) その他一般正味財産			
一般正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()

(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

(様式1－3)

公益社団・財団法人が会計区分を有する場合には、貸借対照表の内訳表として以下のように表示する。

貸 借 対 照 表 内 訳 表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
II 負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

(作成上の留意事項)

- ・ 法人会計区分は、管理業務に関するものやその他の法人全般に係る（公益目的事業

会計・収益事業等会計に区分できないもの) ものを表示するものとする。

(様式 1 - 4)

移行法人が会計区分を有する場合には、貸借対照表の内訳表として以下のように表示する。

貸 借 対 照 表 内 訳 表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
II 負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

(作成上の留意事項)

- 法人会計区分は、管理業務に関するものやその他の法人全般に係る（実施事業等会計、その他会計に区分できないもの）ものを表示するものとする。

(2) 正味財産増減計算書

(様式2-1)

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
.....			
特定資産運用益			
.....			
受取会費			
.....			
事業収益			
.....			
受取補助金等			
.....			
受取負担金			
.....			
受取寄付金			
.....			
経常収益計			
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当			
臨時雇賃金			
退職給付費用			
.....			
管理費			
役員報酬			
給与手当			
退職給付費用			
.....			
経常費用計			
評価損益等調整前当期経常増減額			
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額			
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
.....			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			

一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
.....			
一般正味財産への振替額			
.....			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			

(様式 2 - 2)

一般社団・財団法人法第 131 条により基金を設けた場合には、正味財産増減計算書の基金増減の部は、以下の様式による。

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
III 基金増減の部			
基金受入額			
基金返還額			
当期基金増減額			
基金期首残高			
基金期末残高			
IV 正味財産期末残高			

(様式 2 - 3)

公益社団・財団法人の会計区分については、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。なお、会計区分のうち公益目的事業内の区分については、法人が事業の内容に即して集計単位を定めることができる。

正味財産増減計算書内訳表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 等消去	合計
	A 事業	B 事業	共通	小計	a 事業	b 事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											

中科目別記載 受取補助金等 中科目別記載 受取負担金 中科目別記載 受取寄付金 中科目別記載											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費 中科目別記載											
管理費 中科目別記載											
経常費用計											
評価損益等調整前 当期経常増減額											
基本財産評価損益等 特定資産評価損益等 投資有価証券評価損益等 評価損益等計											
当期経常増減額											
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益 中科目別記載											
経常外収益計											
(2) 経常外費用 中科目別記載											
経常外費用計											
当期経常外増減額											
他会計振替前 当期一般正味財産増減額											
他会計振替額 当期一般正味財産増減額											
一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高											
II 指定正味財産増減の部											
受取補助金等											
一般正味財産への振替額											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高											
III 正味財産期末残高											

(作成上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人においては、支部の活動等を勘案して内訳表を作成するものとする。
- ・ 法人会計区分は、管理業務に関する収益・費用やその他の法人全般に係る（公益目的事業会計・収益事業等会計に区分できないもの）収益・費用を表示するものとする。

（様式２－４）

移行法人の会計区分は、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。

正味財産増減計算書内訳表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

（単位：円）

科 目	実施事業等会計				その他会計				法人 会計	内部取引 等消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											
中科目別記載											
受取負担金											
中科目別記載											
受取寄付金											
中科目別記載											
.....											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費											
中科目別記載											
.....											
管理費											
中科目別記載											
.....											
経常費用計											
評価損益等調整前											
当期経常増減額											
基本財産評価損益等											
特定資産評価損益等											
投資有価証券評価損益等											
評価損益等計											

当期経常増減額										
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
中科目別記載										
経常外収益計										
(2) 経常外費用										
中科目別記載										
経常外費用計										
当期経常外増減額										
他会計振替前										
当期一般正味財産増減額										
他会計振替額										
当期一般正味財産増減額										
一般正味財産期首残高										
一般正味財産期末残高										
II 指定正味財産増減の部										
受取補助金等										
.....										
一般正味財産への振替額										
.....										
当期指定正味財産増減額										
指定正味財産期首残高										
指定正味財産期末残高										
III 正味財産期末残高										

(作成上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人においては、支部の活動等を勘案して内訳表を作成するものとする。
- ・ 法人会計区分は、管理業務に関する収益・費用やその他の法人全般に係る（実施事業等会計・その他会計に区分できないもの）収益・費用を表示するものとする。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(様式3-1)

事業活動によるキャッシュ・フローを直接法による場合には、以下の方法に従い表示する。

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入			
.....			
入会金収入			
.....			

会費収入			
事業収入			
補助金等収入			
事業活動収入計			
2. 事業活動支出			
事業費支出			
管理費支出			
事業活動支出計			
事業活動によるキャッシュ・フロー			
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
投資活動支出計			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増減額			
VI 現金及び現金同等物の期首残高			
VII 現金及び現金同等物の期末残高			

(様式 3-2)

事業活動によるキャッシュ・フローを間接法による場合には、以下の方法に従い表示する。

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額			
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費			

基本財産の増減額			
退職給付引当金の増減額			
未収金の増減額			
貯蔵品の増減額			
未払金の増減額			
指定正味財産からの振替額			
.....			
小 計			
3. 指定正味財産増加収入			
補助金等収入			
.....			
指定正味財産増加収入計			
事業活動によるキャッシュ・フロー			
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
.....			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
.....			
投資活動支出計			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増減額			
VI 現金及び現金同等物の期首残高			
VII 現金及び現金同等物の期末残高			

(様式3-3)

一般社団・財団法人法第131条により基金を設けた場合には、キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローは、以下の様式による。

(事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....			
基金受入収入			

財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....			
基金返還支出			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増減額			
VI 現金及び現金同等物の期首残高			
VII 現金及び現金同等物の期末残高			

(4) 財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記については以下の表示による。

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

.....

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

.....

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

(3) 固定資産の減価償却の方法

.....

(4) 引当金の計上基準

.....

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

.....

(6) 消費税等の会計処理

.....

.....

3. 会計方針の変更

.....

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土 地				
.....				
小 計				
特定資産				
退職給付引当資産				
.....				
小 計				
合 計				

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
土 地		()	()	—
.....		()	()	—
小 計		()	()	—
特定資産				
退職給付引当資産		—	—	()
〇〇積立資産		()	()	—
.....		()	()	()
小 計		()	()	()
合 計		()	()	()

(記載上の留意事項)

基金からの充当額がある場合には、財源の内訳として記載するものとする。

6. 担保に供している資産

……(資産) × × × 円(帳簿価額)は、長期借入金 × × × 円の担保に供している。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物			
合 計			

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当 期 末 残 高	債権の当期末残高
未 収 金			
合 計			

9. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

〇〇〇に対する保証債務は、×××円である。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債 〇〇株式会社社債			
合 計			

1 1. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						指定正味財産 流動負債
〇〇補助金	〇〇〇					
.....	〇〇〇					
助成金						
〇〇助成金	〇〇〇					
.....	〇〇〇					〇〇〇
〇〇〇						〇〇〇
.....	〇〇〇					〇〇〇
合 計						

1 2. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
〇〇基金				
.....				
基 金 計				
代替基金				
〇〇基金			—	
.....			—	
代替基金計			—	
合 計				

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	
.....	
経常外収益への振替額	
目的達成による指定解除額	
.....	
合 計	

14. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

種 類	法人等 の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員の兼 務等	事業上の 関係				
										(注)	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)

- ・ 関連当事者に対する債権については、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高、当期の貸倒引当金繰入額等、当期の貸倒損失等の項目を開示する。ただし、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高及び当期の貸倒引当金繰入額等については、当該者の経営状態等に重大な問題が生じていない場合には、開示の対象とはしないこととする。
- ・ 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、上記取り扱いに準じて開示する。

なお、開示にあたっては、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

前期末		当期末	
現金預金勘定	×××円	現金預金勘定	×××円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	ー××円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	ー××円
現金及び現金同等物	×××円	現金及び現金同等物	×××円

(2) 重要な非資金取引は、以下のとおりである。

前期末	当期末
現物により寄付を受けた固定資産が×××円あ	現物により寄付を受けた固定資産が×××円あ

る。	る。
----	----

16. 重要な後発事象

.....

17. その他

.....

(5) 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地 建物 … …				
	基本財産計				
特定資産	退職給付引当資産 〇〇積立資産 … …				
	特定資産計				

(記載上の留意事項)

- 基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしている場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。
- 重要な増減がある場合には、その理由、資産の種類の具体的な内容及び金額の脚注をするものとする。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金 ・・・					

(記載上の留意事項)

- 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。

- ・ 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- ・ 「当期減少額」欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注する。
- ・ 引当金について、財務諸表の注記において記載している場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。

(6) 財産目録

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	×××
	預金	普通預金 〇〇銀行〇〇支店	運転資金として	×××
流動資産合計				×××
(固定資産)				
基本財産	土 地	〇〇㎡ ××市▽▽町 3－5－1	公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。	×××
	建物	〇〇㎡ ××市▽▽町 3－5－1 4階建	3～4階部分：公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。 1～2階部分：△△事業に使用している。	×××
	美術品	絵画 〇点 〇年〇月以前取得	公益目的保有財産であり、〇〇事業に供している 不可欠特定財産である。	×××
	投資有価証券	第〇回利付国債他	公益目的保有財産であり、運用益を〇〇事業の財源として使用している	×××
特定資産	〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	〇〇事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	×××
	〇〇積立資産	××社債	満期保有目的で保有し、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
		〇〇株式	寄付により受け入れた株式であり、長期間保有することにより、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
その他	建物	〇〇㎡ 東京都△△区▲▲ 4－6－2	公益目的保有財産であり、〇〇事業に使用している。	×××
				×××

固定資産				
固定資産合計				×××
資産合計				×××
(流動負債)	未払金	〇〇に対する未払額	〇〇事業に供する備品購入の未払い分	×××
	短期借入金	〇〇銀行〇〇支店	運転資金	×××
流動負債合計				×××
(固定負債)	退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員〇〇名に対する退職金の支払いに備えたもの	×××
	長期借入金	〇〇銀行〇〇支店	△△事業に供する建物を取得するための借入れ	×××
固定負債合計				×××
負債合計				×××
正味財産				×××

(記載上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人は、支部単位での明細を作成するものとする。
- ・ 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第25条に基づき、財産目録により公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、貸借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
土地			〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 ×××円	〇〇事業 (△△事業と 共有)
建物			〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建の3～4階部分 ×××円	〇〇事業
美術品	〇〇像 ×××円 〇〇図 ×××円			〇〇事業
...				
合計	×××円		×××円	

附則

公益法人会計基準を適用する際の経過措置

公益法人会計基準を適用するに当たっては下記のとおり、経過措置を設けるものとする。

1. 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書の前事業年度の数値については、記載しないことができる。

2. 公益法人会計基準の適用と認定・認可の関係について

(1) 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人へ移行申請する場合

特例民法法人が移行認定・認可の申請をする場合には、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度に係る財務諸表は、公益法人会計基準前文3の本会計基準の実施時期にかかわらず、平成16年改正基準を適用して作成することができる。

(2) 一般社団・財団法人を設立して公益認定を申請する場合

公益法人会計基準及び本運用指針によるものとする。

3. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度から12年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。なお、既に退職給付会計の導入が行われている公益法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行うものとする。

4. 過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

5. 適用初年度における有価証券の取扱いについて

(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有

価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法

なお、この方法をとる場合は、過年度分については経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

イ 適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

ウ 平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度の期首において既に適用している場合には引き続き従前の方法

(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法

なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

イ 適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

ウ 平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度の期首において既に適用している場合には引き続き従前の方法

6. 移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて

移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについては、適用初年度において、原則として、正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。なお、経常外収益又は経常外費用に計上する科目が複数になる場合には、経常外収益又は経常外費用においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収益又は経常外費用毎にそれぞれ「会計基準適用に伴う過年度修正額」等の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

7. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高について

特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたものは、適用時に寄付者等の意思により制約されていることが明らかなものについて、指定正味財産の期首残高とする。

8. 関連当事者との取引内容について

6. 関連当事者との取引の内容について（1）関連当事者の範囲は、特例民法法人（移行前に一般社団・財団法人法上の機関を設定している場合を除く。）の場合、「評議員会」とあるのは「理事会その他これに準ずる機関」と、「就任日前5年以内にこれらであった者」とあるのは「これらであった者」と読み替えるものとする。

9. 財務諸表の科目及び様式の一部改正について

平成30年6月の一部改正は、平成30年4月1日以降開始する事業年度から適用することとする。ただし、早期の適用を妨げないものとする。